

当協会は、3月に開催を予定していた「各支部常任幹事会議」「各支部常任委員会」「理事代行者会議」について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、対面による会議の開催を中止し、書面による審議を実施しました。

「各支部常任委員会」・「各支部常任幹事会議」  
「理事代行者会議」

書面による審議結果 「全議案了承」

会員事業場のみなさまへ

第8回 定時総会  
の開催を延期しました

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、愛知県の緊急事態宣言発出の状況を鑑み、令和2年4月28日に開催を予定していました「第8回定時総会」は、緊急事態宣言が終了するまで、令和2年度の範囲内で開催を延期いたします。

新たな日程は決定次第、お知らせいたします。

一般社団法人 名北労働基準協会

それぞれ会議出席者には当協会より会議資料を送付、当協会ホームページに掲載された議案説明の動画とともに内容を審議し、審議結果を当協会に回答する方法を進めました。

今回審議した内容は、「各支部常任幹事会議」及び「各支部常任委員会」

(1) 令和元年度事業報告  
(2) 令和2年度事業計画 (案)

(3) 会員事業場 年間1社入会紹介活動等の推進

「理事代行者会議」

(1) 令和元年度2月末事業報告  
(2) 令和2年度2月末収支状況並びに収支決算見込み  
(3) 令和2年度事業計画 (案)  
(4) 令和2年度収支予算概要  
(5) 役員改選について等、7議題。

審議の結果、全議案とも了承されました。

等、4議題。

愛知県下各労働基準協会  
パワハラ等防止対策総合支援事業

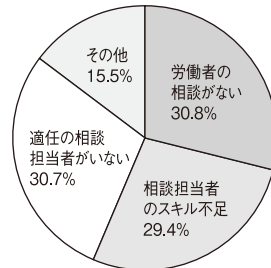
勤労者労働総合相談センター

実施機関 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング



もし 元禄の世に  
勤労者労働総合相談センター  
があったら  
パワハラ遺恨傷害事件  
刃傷松の廊下  
パワハラ遺恨大殺傷事件  
赤穂浪士討ち入り  
は防げました

労働者の相談がなく、充分機能していない企業のパワハラ相談窓口の問題



愛知県下各労働基準協会ではパワハラ等防止対策総合サポート事業の一環として、企業の委託を受けパワハラ被害者となった労働者が相談できる、企業の外部相談機関「勤労者労働総合相談センター」を令和2年1月より開設しました。この相談センターは、愛知県下各労働基準協会の関連機関となる社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングが実施機関となります。労働基準協会が設置した相談機関であり、労働者も安心して相談することができ、パワハラ問題等を重篤な事件に発展させないことを目的としております。ぜひご活用いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 当協会 事業企画推進部 (☎052-961-3655)